

# 醍醐寺所蔵『諸尊道場觀集』紙背文書を読む

本郷和人

田中稔氏が紹介された醍醐寺所蔵『諸尊道場觀集』の紙背文書は、その内容の豊かさから注目を浴びた。文書は全部で七十四通、数少ない源氏の一門たる大内惟義のもとに残されたものである。惟義は数ヶ国の守護を兼帶する有力御家人であつたが、やがて後鳥羽上皇との関係を深め、彼の子惟信は承久の乱で京方に加担するに至る。<sup>(3)</sup>私は今あらためてこの難解な文書群を読み解きながら、まずはこれをまとまりとして捉えて発給年次を明らかにし、そのうえでいくつかのことについて、とりわけ承久の乱に言及してみたい。

文書群のうちに最も多く存するのは、園城寺唐院の造営に関する二十余通の書状である。これらは文書の属性として年次を有さず、いつ発給されたのか、それそれがいかなる関係にあるのか、一見しただけでは分からぬ。そこでここから読んでいきたい。なおいままでないが、『吾妻鏡』建保二年五月七日条に「園城寺回禄之間。可被修造唐院并堂舍僧坊之由。有其沙汰。以駿河前司惟義朝臣。豊前守尚友等。為惣奉行。」とある。大内惟義と豊前守尚友なる人物は、園城寺唐院再建の惣奉行に任じられていた。

同一年次のうちに収まる確証はないが、とりあえず日付の順に文書を並べ、唐院建造の過程に合致するかどうか確かめてみよう。

1、(二九)二月十五日付

2、(五一)三月十八日付

3、(六八)三月十八日付

4、(五七)四月二十二日付

5、(五五)五月三十日付

右の二通は唐院造営を命じられて提出した請文であろう。2の差出人蓮生は宇都宮頼綱、3の左衛門尉広綱は佐々木広綱である。両名は先の『吾妻鏡』の記事によると、それぞれ、山王社ならびに拝殿、四足門の修造をつかさどる雜掌であった。

文書中に「行光籠居之間」の語句が現われる。差出人の信濃守には二階堂行光をあてられよう。行光が信濃守に任じたのは建保三年十二月十六日から同四年正月十七日の間であるから、この書状は建保四年以降のものである。また「籠居」に注目すると、建保五年二月に行光の姉妹で北条義時の妻の母であつた人が死んでおり、三月四日には行光の家が焼失している。<sup>(5)</sup>このどちらかの(あるいは両方の)事件の穢によって、行

光は「籠居」したのではないか。つまり、この書状は建保五年のものではないか。(2)（なお行光は同年四月十七日には公式の場に復帰し、行事に携わっている。）

唐院造営の日時については田中稔氏が「この書状（（八）のこと）も唐院造営に関するもので、その日時を定めようとしている。したがって

本書状に年紀はないが、建保一年のものであることは明らかである。」また「唐院棟上は当初は建保三年七月十三日と予定されていたことが（（五九）文書から）知られる。但し、棟上は用材の不足もあってか、延引された」と述べておられる。(3)しかし行光が本状に「造園城寺唐院事、日時勘文事……」と記していることと右の年次の比定とを併せ考えるならば、実際には建保五年にまで、工事は遅れていたらしい。

- 6、（六三）七月六日付
- 7、（五九）七月七日付
- 8、（六四）七月二十五日付
- 9、（三六）八月六日付

右の書状に惟義の「入寺」の語に見える。この語句がしばしば用いられる資料は『満済准后日記』で、満済は醍醐寺三宝院から京都の法身院に入る、即ち「入寺」する。この書状であれば、物奉行たる惟義が園城寺唐院に出向くことが入寺の意味だろう。惟義入寺は他の文書にも現われるが6~8では見られない。9ではじめて入寺の日程が話題になつているとすれば、6~9の順序に不都合はない。

またこの文書には「御不子」の語も見える。建保五年七・八月、後鳥羽上皇が病んでいて、これを指すと思われる。つまり、年次に注目すると、6~9は5につづけることが可能なのである。

惟義は後鳥羽上皇病臥のために入寺の日取りを先に延ばした。惟義入寺がある種の儀式であったことを確認した上で、この一事から惟義と後

鳥羽上皇との関係を想起すべきかもしれない。工事は幕府の事業であり、惟義は幕府の吏僚たる尚友から「両三日之間」に入寺してはどうか、と勧められている。惟義が慶事たる入寺をためらう理由は、惟義個人のうちに存したのである。

10、（五八）八月七日付  
入寺の日次の吉凶が記される。八月十八日癸亥・同二十二日丁卯の語から、建保五年のものに相違ない。追而書からみると、惟義はこのときはじめて「寺に入る」ようである。

- 11、（三二）八月七日付
- 12、（一五）八月七日付

11の書状を得た惟義が尚友に返事を書いた。それを読んだ尚友が重ねて書いたものと思われる。11にみえる装束のこと、木工・雜掌のことが記されている。日付をみると11・12ともに八月七日であり、惟義・尚友両人が同じ場所、即ち京都にいたことがわかる。

- 13、（六〇）八月八日付

「唐院日時」は他文書を見るに、唐院上棟の日時であるらしい。文書中の大宮大納言は勿論西園寺公經。関東申次である。

- 14、（八）八月九日付

唐院日時勘文に関与する大学頭は（二一）にみえる源仲章であろう。幕府に無縁の大学頭ならば、尚友や惟義が直には交渉できぬからである。仲章は建保四年七月二十九日から大学頭、同六年三月十六日には文章博士としてみえる。これも建保五年の書状として不都合はない。

- 15、（一七）八月十九日付
- 16、（六六）十月三十日付

園城寺唐院の棟上が十一月二十六日に行なわれると記す。唐院日時十一月に延引、とする13の記述に合致する。

差出書の重□であるが、「吾妻鏡」には適當な人物を求め得ない。宛所が山田左近将監であるのも異例だが、この人物は惟義の被官ではないか。直接惟義に宛てるのは無礼だから、被官に書状を差出したとみるわけである。そうすると重□はさほど有力でない御家人であることになり、他の史料に見えぬのも納得できる。

17、(三八)十一月八日

「築地所課人事、重可相催候」とあるから、4などよりもあとの文書である。加藤左衛門大夫は光員、広博人といわれる藤九郎右衛門尉は安達景盛とするのが妥当だろうか。後者は建保六年六月に出羽守に任じられる。この文書も建保五年のものとして差し支えない。

注目したいのは、この書状の主が景盛への経蔵役の賦課を関東政所に提言する際に、その仲に立った禅師と呼ばれる人物である。まず書状の主であるが、造営状況を把握し、こと細かに惟義に詰つていて点で、京にあつた尚友としてよいだろう。<sup>(13)</sup>さて禅師だが、実は建保五年六月二十一日、公暁が鎌倉に到着している。彼は禅師とも称されており、しかもその時まで園城寺で修行を積んでいた。何年にもわたる幕府の園城寺大工事と関わりをもつていたとしても不思議ではない。尚友にすれば、新たな課役の設定は言いにくいくことであつたろう。それを宛て課された景盛から快く思われぬのも勿論である。かかる用件を関東に伝え送るにあたり、頬家の子、という公暁の血筋に頼り、口添えを頼むことは十分にありえたのではないか。

18、(六)十一月二十一日付

19、(三〇)十一月二十二日付

20、(三五)十一月二十二日付

21、(三三)十一月二十二日付

22、(五四)十一月二十二日付

以上五通は一まとめて考えてよからう。居勘のこと、大工禄物のことが記され、18には唐院上棟近々の語があり、22では十一月二十六日に上棟予定とされる。先にみた13・14と対比すると、この五通も建保五年のものと考えられる。なお6は加藤光員の周囲のだれかのものだろう。以上で園城寺関係文書の通覧を終わる。この作業を通じて分かることは、これらの文書が園城寺唐院造営についてのまとまりをもつた文書群であること、すべてを建保五年のものとして何ら支障がないことである。つまり、この文書群は、本稿がすでにしているように、月日の順に並べて読むのが適當なのである。

「諸尊道場觀集」はこの一群の文書を一つ一つ切り離し、かつての順に考慮を払わずに使用している。義海<sup>(15)</sup>がわざと切り離すとは考えにくく、惟義の手もとにあるときから格別の整理がなされていなかつたと推測するのが自然であろう。惟義は他の文書とも一まとめてして、未整理のまま有していたと思われる。

すると、「諸尊道場觀集」の他の紙背文書もまた、同時期、建保五年ごろのものであつたと考えられる。いたずらに細部にこだわる記述になつたが、「諸尊道場觀集」紙背文書全体の基本となる年次を、以上から比定し得たこととする。

## 2、後鳥羽上皇と大内惟義

年代比定を了えたところで、次にこの文書群の受け取り手たる大内惟義についてみていいこう。田中氏が述べているように、惟義は摂津国の守護を務めていた(文書(三四))。これまで彼の子惟信が守護正員といわれていた伊賀・伊勢国も彼の守護管領であった(文書(五三))。丹波国守護は惟信であつたとみられるが(文書(一四))、後述するように建暦二年以前は惟義を守護正員とした方がよい。これらに明証の存する越

前と美濃の二国を加えると、惟義は六ヶ国もの守護を、しかもあたかも京師を固むように、兼ねてることになる。

建暦・建保年間といえば三代将軍実朝の執政の後半期にあたり、北条義時の権勢はすでに抜き難いものとなっていた。梶原・比企・畠山・和田氏らは滅び、その勢力は鎌倉を中心に南関東に浸透していった。源氏に目をむけると、二代将軍頼家・平賀朝雅が殺害され、武田・新田氏は窮迫し、足利氏は北条氏と婚姻して保身を図っている。大内氏はいうまでもなく信濃源氏であり、しかも惟義は北条時政が將軍に据えんとした平賀朝雅の兄である。この企てを妨げ、父時政を幽閉した義時にとつて、最も警戒すべき人物だった筈である。ところが、その惟義が六ヶ国もの守護職を兼ねている。これはいかにも不自然に思われる。私はかかる事態が現われるために、二つの条件が満たされねばならないと考える。

まず、惟義の守護補任に際しては、非常な有力者が介在したのではないか。それゆえにこそ、北条氏は黙認せざるを得なかつた。将軍実朝をはじめ、幕閣内に北条氏に対抗できる者はない。するとこの有力者とは朝廷内の人物、より具体的には当時の朝廷の実権者たる上皇だつたと思われる。

注目すべき事例が存在する。承元元年六月、和泉・紀伊両国において、守護職が廃されたのである。『吾妻鏡』には「向後両國為院御熊野詣駅家雜事、自今以後無指事外、不可置守護人、就之諸事可為仙洞御計之由被定之」とある。その「直接目的は検断権の行使による収益を院の熊野詣駅家雜事にあてるため」であるならば、停廢をうながしたのが利益を得る上皇であったことは想像にかたくない。

上皇の請いにより守護職を廃す。熊野詣が上皇と武士とを接近させる契機となつたことは仁科盛遠の挿話が物語つており、かかる性質の行事

が理由となる点でもこの例は象徴的にみえる。しかし『吾妻鏡』は右のようふうはない。当時にあつては守護といふ官職に上皇が口入していくこと 자체、可能性として十分にあり得たのではないか。

近年発表された三田武繁氏の「文治の守護・地頭問題の基礎的考察」<sup>(20)</sup>が言及する『百練抄』の記事「源一位依申請。可令補諸國守護之由被下院宣云々」によれば、文治元年十月、幕府は諸國守護の補任権を得た。それを与えたのは朝廷、より端的には院宣を下した上皇である。しかし幕府と上皇の関係の如何によっては、補任の権限自体が、与えた者のもとに再び引き戻される事態もおこり得る。「あきかえし」の慣習があり、閼所地を給与する際には本主権が想い起された当時の社会において、権限の付与には一定の不確定要素が含まれる。守護職という創出されたばかりの官職が対象であれば、それはより流動的にならざるを得ない。

右の和泉・紀伊両国での守護職の停廃は、上皇のもとに内在していた補任権が行使された事例といえる。そして上皇がさらに守護正員の人選にまで口入した事例、それこそが大内惟義の六ヶ国の守護職だつたよう思う。

ついで乍ら付け加えた。当時の人々は東国と西国とをどう捉えていたか。どうやら墨俣川辺で東西の区分が為されていたらしく、室町時代になると駿河国守護の今川氏について、明瞭に「國の堺」の語が用いられる。幕府の移転による西国の伸張を考えると、鎌倉時代の國の境が美濃國辺だつたとは首肯し得るが、そうすると越前・美濃・伊勢の国々はその国境に位置していた。しかも前者は院分知行國でもあつた。やはり惟義の守護仕国は、上皇による観念的な操作の所産だと理解するべきだろう。

二つめの条件であるが、当時の伝統的な社会にあつては先例の存在が

問題にならう。新儀でも差支えはあるまいが、模倣すべき先例があれば惟義のありようはより安定したものとなる。彼は京師を中心とする守護職を帶していた。ではかつて、複数の、しかも総体として何らかの意味をもつ國々を守護する例があつただろうか。

さてここで、三田氏がその存在を否定し、最近また注目を浴びる国地

頭について私なりに見てみたい。先の論稿<sup>(24)</sup>での氏の研究史の整理は的確で、そこから生じる問題提起は魅力的である。また文治元年十月に「国物追捕使」（後年の守護）が諸国に置かれた、とする論は妥当であろう。しかし北条時政の「七ヶ国地頭職」についての氏の解釈はどうだろうか。

時政申状 奏聞畢。

—(1)—  
地頭辭退事。為人愁。停止之條尤為穩便欽。

—(2)—  
(時政の國地頭職)  
惣追捕使事。雖替其名。只同前欽。但義經行家不出来以前。二位卿不申行之外。一向可被止之由難被計仰。世間不落居之間。每国置惣追捕使。若又広博庄園許計補者可宜欽。最狭少所々皆悉被補者。喧嘩不絶。訴訟不尽欽。且令散万人之愁。可為尋出兩人之術欽。 (以下略)

右は『吾妻鏡』文治二年三月七日条所載の同日付後白河法皇口宣の冒頭部分である。(1)の惣追捕使以下の読みについて氏はいわれる「〔その名稱を替えて、本質は地頭職と異ならない」と解釈すべきであろう<sup>(28)</sup>」

(傍点他は筆者)。「替」が自動詞でも他動詞でも氏が言う程の差異が生じるのは私は思わないが、それはさておいて、何故氏は「本質は」の語を付したのか。ここにいう惣追捕使が氏のいう国惣追捕使であるのは史料を読めば自明であろう。ならばなぜ、国惣追捕使はその呼称こそ異なるものの国地頭と同じである、と単純に解してはいけないのだろうか。氏は右のようには解さずに「本質は」を付して史料を読みこみ、国地頭職とは七ヶ国の莊郷地頭職の總体とされる。けれどもこれは深よみの

しすぎである。そして氏の読解の前提には「同一官職を異なる名称で呼ぶことはあり得ない」という現代的な理解があるのでないか。これは氏が疑義を呈された「国ごとに地頭と惣追捕使がおかれたが、両職は同一人が兼帶することが多かった」等の今までの無理な解釈にも同様にいえることである。

時政の七ヶ国地頭とは国惣追捕使と同じものであつた。私は先の史料をそう素直に読む。ただそれが北条時政という特殊な人物が一身に兼帶する一まとまりのものであつたがために、国地頭という別の呼び方がされたのだろう。この点、源義經の九国地頭、行家の四国地頭と何ら変わることはない。更にいえば元暦元年二月、軍事的な必要性を以て置かれた山陽道五ヶ国の梶原景時・土肥実平の領域的な守護職もまた、これら先行形態として併せ考えることが可能ではないか。

ここで留意したいのは守護という官職の性格である。守護は決して律令制下に明確に存在したものではなく、源平の争乱を経て新たにつくられていったものである。はつきりとした内実があつて名を冠したものではなく、名があつてしかるのちに内実を幕府や朝廷がうめていくものである。守護は確固たる輪郭を有してはいなかつた。

後に大犯三ヶ条としてまとめられるものの、当初各國の守護（惣追捕使）の権限に差異があったことはつとに指摘されている。同様に、それを指し示す朝廷側の呼称に差異があつたとしても不思議ではない。守護は、朝廷自らが主導して形を整えたものでなく、各国・各地方の実態に即して形成されたものなのだから。

国地頭と国惣追捕使とは異称ながら同一のものである。少なくとも朝廷はそう意識していた。またそれは、あるまとまりを以て同一人に与えられることもある官職であった。以上のことを確認したい。そしてその時に、こうした源平争乱時の守護の特質をうけつぐものとして、大内惟

義に思ひいたる。彼の六ヶ国守護職は、源義經・行家の九国・四国地頭職、北条時政の七ヶ国地頭職の系譜に連なるものである。

以上、二つの条件についての考察をまとめよう。大内惟義の六ヶ国守護職は、たとえば北条時政の七ヶ国地頭職などを先例として、上皇の働きかけによつて現出したものであった。そして勿論、ここにいう上皇とは、後鳥羽上皇である。

文書（一九）をみてほしい。左馬権頭忠□は上皇の近臣藤原忠綱もあり、この文書は後鳥羽上皇の院宣である。宛所の駿河大夫判官、つまり惟義の子惟信は、幕府と交渉をもつことなく、直接上皇から軍事行動の指令をうけている。將軍、上皇、伊勢祭主に仕えていた加藤光員や、一条能保に仕えた後藤基清ら三左衛門の著名な例を引くまでもなく、兼参考が当然であった当時において、有力御家人は朝廷にも仕え、廷臣あるいは上皇に臣下の礼をとつていた。源頼朝は御家人の自由な任官を厳しくいましめたが、建永元年には先の加藤光員が檢非違使に任じられたことについて、幕府は「至延尉者者候西面之間、為仙洞御計欽、不及関東御沙汰」といわざるを得なくなつてゐる。惟信も父惟義も、上皇の意をうけて活動する下北面の武士だつたのである。

文書（五）は奉書の形式をとるが、実質は書状といつてよい。宛所が欠けているが、他の文書と同様、大内惟義を想定し得る。この文書において、差出者は惟義に次のように語る。「件吉富庄幽閑地候之間、建立草堂結構庵室、時々可閑居之支度候。」吉富庄は彼の知行地と思われる。また大内氏の守護任國からすると、丹波国の吉富庄だろう。そこで、山城神護寺文書・建保四年九月 日・右衛門督家政所下文（『鎌倉遺文』二二六八号）をみると、吉富庄は右の時点において、藤原範朝の知行する地であつた、ならば差出者は範朝だらうか。しかし「其後先祖ニモ不候、宰相、檢非違使別當、二位中納言まで蒙 朝恩候て」の文言からす

ると範朝は不適當である。彼の父、範光こそがふさわしい。

藤原範光は従三位刑部卿範兼の子。姉範子は權臣源通親の後室で、先夫との子在子は後鳥羽上皇に仕えて土御門天皇を産んでいる。またもう一人の姉兼子が高名な卿一位である。彼の叔父で養父の範季の女は修明門院にあたり、順徳天皇の母である。このように近親の女性を介し、範光は二重三重に後鳥羽上皇と結びついている。それを十分に利用したのであらう、従二位權中納言に昇つて權勢を誇り、源通親に抗弁する力をもつ、公卿以上の昇進は彼の一言によると評された。承元元年に出家し、建保元年四月五日に死去。日安とした建保五年とは六年の差が生じるが、文書（五）は建暦二年以前のものとしなくてはならない。

範光はその時、謀反を企てているとの嫌疑をかけられていたらしい。庄内で造作をしたり人を入れてゐるのは、草堂庵室をつくるためである。どうして城郭を構え、武士を招いて謀反を企らもうか。丹波国の御家人らは言いがかりをつけ、吉富庄を滅そうというのか。守護であるあなた、宛所に比定される惟義その人、が実否を糺してほしい。私はあなたが「正直御坐之由、年来承又奉見候。」後鳥羽上皇の側近たる範光に、位階・立場を異にしながらこのように呼びかけられる大内惟義もまた、上皇の側近の一人に数えてよいのではないか。

### 3、承久の乱と大内惟義

承久の乱に際しては、周知の如く、西国の守護の多くが京方に加担した。彼らは西面の武士として或いは北面の武士として後鳥羽上皇に仕えており、將軍よりも上皇の意を重しとしたのであつた。

この限りにおいては、武士を朝廷の軍事力として組織せんとする上皇の努力は効を奏したかにみえる。しかし乱に参加した朝廷軍は幕府の軍勢に比べ、あまりに少なかつたようだ。拠るべき史料は軍記の類いしか

ないので両者の実数は定かではないが、両者を比べて右の如くにいうことは許されるだろう。上皇はたしかに守護を引き寄せた。けれどもその

指令は、守護の任国の武士たちには届かなかつたのである。この時、西国の大守護は一体何をしていたのか。任国の武士とどのように関わつていたのだろうか。大内惟義に例を求めて、守護の職権ごとに検討してみよう。

まずは「大番催促」の権である。いうまでもなく、平時の大番の催促は戦時の武士の招集・統率に通ずると解され、それゆえに守護は各國の侍大将に擬されてきた。文書（六三）越前國の中原政康の例をみると「右件大番役者、或尋先例、或撰器量、所勤也、然於政康者、全以不帶弓箭、不能可勤大番役、先祖非兵氏、弓箭之道永絶、尤可令垂御還迹御事□」とあり、たしかに「兵氏」であること、「弓箭の道」をよくする者であることが大番役勤仕者の要件であると主張されている。また同國守護大内惟義は「可然者無先例之由、令致御沙汰、欲被止此催」と懇望されている如く、同役を勤むべきか否か、つまりその者が「兵氏」であるか否かを判定する者として位置づけられている。平時に大番の催促を行なう惟義は、戦時にあつては自らが「兵氏」と認めた者を呼集・統率し、弓箭の腕前を存分にあるわせると想定するのが自然であろう。

ところが大番役と軍役との関係をいう次のような史料がある。「…六郎と申おとこくにの守護人ささきの次郎左衛門のせうに大番のやくのためにかられてのほりて京に候あふゆへにすのまたへかりくし候…」<sup>(37)</sup> 国は淡路、守護は佐々木経高であるが、ここで六郎は、たまたま大番役にあたつて在京していたために、墨俣での戦いに参加させられたのである。逆にいうならば、この時大番役にあたつていなかつた者は「兵氏」だろうが弓箭を事としようが、軍役をつとめずにするんだ。守護佐々木経高は任國の「兵氏」たちを格別に招集してはいないようだし、まして指揮もしていない。

大番役そのものに目を向けると、五味克夫氏の「この時代の大番役は各御家人にとつて大よそ十年前後のしかも不規則な周期によつて勤番を行なわれていたと見てよからう。したがつて各御家人一代の間に大番役の勤仕は一度か二度、時には皆無で、数代に一度というような事例も少なくなかつたであらう」<sup>(38)</sup> という指摘が注目される。十年前後の、しかも不規則な周期によつて、という要素から推すならば、各國の御家人は、一年に全体の十分一余りが大番役を勤仕するにすぎない。これを六郎男の例と併せ考えるなら、守護はたまたま上京している御家人、それも任国中の十分の一ほどの御家人を呼集するのみであった。しかも、彼らは合戦を旨として上京しているわけではないから、戦時には兵士となる供の郎徒は少なく、戦意も高からう筈がない。

こうしてみると、平時の大番催促権は戦時の軍事指揮権、とする図式は、説得力に富むようであり乍ら、実は現実から遊離している。戦場においても、自らの大番催促権のみを以てしては、守護は決して任国の御家人を拘束し得なかつた。

次に「訴訟沙汰」について、実例豊富な越前國についてみていく。

殺害人・謀反人の逮捕が大犯三ヶ条のうちであるのはいうまでもないが、大内惟義は守護として殺害・謀反以外の刑事事件、いわゆる檢断沙汰とも関わつており、更には民事に属する件にも対応している。彼はひろく訴訟全般を管掌していたといえよう。例をあげると、刑事が文書（三九）の西谷庄、文書（七四）にみえる大塩保、民事が文書（一）の小山庄、文書（四三）（四四）（四六）の稻津庄、文書（四八）の今泉庄である。

右の庄保を地図におとしてみよう。小山庄と西谷庄は大野郡内の隣接する安樂寿院領である。稻津庄、今泉庄は現在の福井市近くにやはり近接して存する。しかもその周囲には、承久の乱後に越前新守護島津氏の

有に帰した、それゆえに乱前は大内庄の所領ではなかつたかと思われる。東郷庄、生部庄、久安保がある。<sup>(40)</sup> 一ヶ所、何の脈絡もみられぬが如き大塩保も、惟義の拠点、守護所との関連が考えられる。越前国府は現在の武生市であるが、文書（七四）で問題になつてゐる白崎藏人の名字の地と覚しき白崎は武生市の南西にある。また大塩保は南にある。守護所と大江親広との相論に大塩保の地頭の文書が持ち出されるとすれば、守護所も武生市にあり、大塩保に近かつたとするのが妥当であろう。

守護勢力の伸張を述べる際によく用いられるのは、検断権を足がかりにして、在地の訴訟を管掌することによつて、等々の表現である。この越前国のように、守護が閑与した痕跡のある地がまとまりをもつていれば尚更で、守護は守護所を、自らの所領を、京都での人脈を媒介として、同国各地に勢力を拡大せんとする、といわれよう。実際に文書（七四）の白崎藏人などは、御家人となり、守護所に祗候していたのである。けれども残念乍ら、越前国の武士が、承久の乱京方として活躍している様子はまるでない。大内氏は越前武士の協力を全く得られなかつた、というのが実情であるらしい。同氏の守護としての能力の如何も考慮しなくてはなるまいが、「訴訟沙汰」もやはり、武士を拘束する有効な行為とはなり得なかつた。

大番催促・訴訟沙汰、守護の職権は図式的な理解に反し、ともに實際の軍事活動に結びついてこない。守護が創設されて三十年余りのこの時点では、新しい官職としての守護、いかえると新しく外部からやって來た守護は、いまだその國の御家人・武士の代表たるの地位を築いてはいなかつた、ともいえるのではないか。では京方に比べ多くの兵士を集め得た東国においては、守護はどのような存在だったのか。<sup>(小山)</sup> 「：政光頗笑。為君奔命之条。勇士之所志也。争<sup>(熊谷)</sup>直家哉。但如此輩者。依無顧盼之郎從。直励勲功。揚其号歎。如政光

者。只遣郎從等。抽忠許也。」有名な『吾妻鏡』の記事であるが、下野國の小山政光の例にみられるように、東国の守護は多くの武士を配下に持つ者であった。

鎌倉幕府が成立する以前、武士たちは国衙に結集し、そこにはある種のヒエラルキーが生まれる。その頂点に立つ者は「權守」「介」を名乗る大豪族であった。彼らはやがて源賴朝に対峙せざるを得なくなり、ある者は幕府草創に参画し、ある者は服従を肯んぜず滅ぼされてゆく。滅ぼされた者の跡には幕府の信任の厚い御家人が坐す。そして幕府は各國武士の代表たる彼ら、もしくは彼らの「跡」に、守護の名を冠するのである。

東国守護の軍事力をいう場合、先の小山氏が好例を示して<sup>(42)</sup>くれる。寿永二年二月、常陸國の志田義広は反賴朝の旗幟を鮮明にした。<sup>(43)</sup> 義広を後援するのは南常陸の大豪族大掾氏、また下野國の足利忠綱もこれに与した。足利氏は小山氏と並び称される豪族で、この当時は上野国にも力を伸ばして<sup>(44)</sup>いた。つまり、義広の挙兵が成功すれば、常陸・下野・上野と北関東一帯に賴朝に对抗する勢力圏が現出する筈であった。しかしこの企ては小山氏によって頓挫をきたす。閏二月二十三日、小山朝光は下野国野木宮に志田義広と戦つてこれを破り、義広はやむなく西へ落ちた。<sup>(45)</sup>

ここから分かるように、小山氏は鎌倉政権のありように関わる戦いを独力で戦いぬく力をもつっていた。東国の守護は、守護に任じられることによって任国の武士を招集するのではなく、武士を招集する吸引力を有している者だからこそ守護になつてゐる。この点で西国の守護とは全く異なる存在である。

東国と西国の守護の質の相違、それこそが後鳥羽上皇の見落した点ではなかつたらうか。守護という存在に注目し、そのとりこみを図り、あ

るいは幕府に働きかけて自らに忠を尽くす人物を守護にする。武力を編成するために後鳥羽上皇がとった手段は誤りではない。しかし、彼の手が届いたのは西国の守護に限られていた。そのことが承久の乱での両軍の兵力差となつて現われる。

承久の乱に京方が勝利する可能性は、といえば、守護層をはじめとする東国武士が後鳥羽上皇の威光に服し、幕閣内で争乱が生じた場合をおいてない。けれども、その契機が北条政子の演説か否かはさておいて、東国の武士は上皇の命に従うことをしなかつた。彼らが伝統・威光といつた目に見えぬ朝廷の呪縛を断ち切つた時点において、後鳥羽上皇はすでに敗北していたといえる。

可能性はもう一つ、あつたのかかもしれない。それは大内惟義である。<sup>(46)</sup> 畿内近国の守護となつた彼が非常に有能で、東国の守護みなに吸引力をもつことができれば、そして上皇の親衛軍とでもいうべきものが現出すれば、京方は東国と少なくとも互角に戦うことができたかも知れない。しかし惟義に与えられた時間はあまりに短く、任じられた国はあまりに広く、この条件は一人の人間の能力をはるかに超えていた。大内惟義は承久の乱に先立つこと数年にして死去し、我々は惟義の子の惟信の姿を、かくあるべき筈の畿内近国数ヶ国の軍兵の総指揮官としてではなく、ただの一部将として、朝廷軍の中に見るのみである。

(註)

(1) 田中稔氏「醍醐寺所蔵『諸尊道場觀集』紙背文書」上・下(醍醐寺文化財研究所『研究紀要』六・七号、一九八四・八五年)。

(2) 以下の文書番号は右の田中氏論稿に拠つた。

(3) (1) 田中氏論稿。また同氏「大内惟義について」(『中世日本の諸相』下巻所収、一九八九年)。

(4) 『吾妻鏡』同日条。

(5) 『吾妻鏡』建保五年二月十九日条。

(6) 『吾妻鏡』同日条。

(7) 『吾妻鏡』同日条。

(8) ともに(1)田中氏論稿。

(9) 『吾妻鏡』建保五年七月廿四日条・八月廿五日条。

(10) 『吾妻鏡』建保五年八月十六日に「辛酉」とある。

(11) 『吾妻鏡』同日条。

(12) 『吾妻鏡』建保六年六月廿七日条。

(13) 『吾妻鏡』同日条。

(14) たとえば『吾妻鏡』建暦元年九月廿二日条。

(15) 義海は「諸尊道場觀集」の筆者で、大内惟義の子。

(16) 以下の惟義の任国については、(1) (3)の田中氏の解説を参照。

(17) 『吾妻鏡』承元元年六月廿四日条。

(18) 佐藤進一氏『鎌倉幕府守護制度の研究』和泉の項。

(19) 『承久記』。また平岡豊氏「後鳥羽院西面について」(『日本史研究』一九八八年)。

(20) 『史学雑誌』100—1、一九九一年。

(21) 『百鍊抄』文治元年十月廿八日条。

(22) 笠松宏至氏「中世の政治社会思想」(『岩波講座日本歴史』中世3所収、一九七六年)。

(23) 笠松宏至氏「中世關所地給与に関する一考察」(『中世の法と國家』所収、一九六〇年)。

(24) 佐藤進一氏『鎌倉幕府訴訟制度の研究』16~17頁。

(25) 『満済准后日記』永享五年九月十二日条、六年十一月三日条。

(26) 越前国は七条院領、美濃国は後鳥羽院領。

(27) 註(20)に同じ。

(28) 同右。

(29) 同右。

(30) 註(18)論著、各國の項。

(31) 『吾妻鏡』建永元年五月六日条。

(32) 『吾妻鏡』文治元年四月十五日条。

(33) 註(31)に同じ。

(34) 『玉葉』正治二年六月六日条。

(35) 『三長記』建永元年四月四日条。

(36) 『醍醐雜事記』卷十裏文書。

(37) 註(18)論著、淡路の項。

(38) 実際には赤痢になつて免れた。

(39) 同氏「鎌倉御家人の番役勤仕について」(『史学雑誌』63—9・10、一九五四年)。

(40) 承久三年五月十三日・七月十二日・八月廿五日、閔東下知状、島津家文書。

(41) 『吾妻鏡』文治五年七月廿五日条。

(42) 石井進氏「志太義広の蜂起は果して養和元年の事実か」(『中世の窓』11、一九六二年)。

(43) 綱野善彦氏「常陸国南郡惣地頭職の成立と展開」(『茨城県史研究』11、一九六八年)。

(44) 足利氏は元来上野国淵名に根拠を置き、林・佐貫・園田・大胡・山上など、一族も上野国に割拠していた。東国に戦乱が生じると直ちに上野府中に兵を出しており(『吾妻鏡』治承四年九月三十日条)、同氏の指向が窺える。また『源平盛衰記』が描写する以仁王追討後の足利忠綱の言動も参考になる。

(45) 『吾妻鏡』同日条。

(46) 平岡豊氏「藤原秀康について」(『日本歴史』516、一九九一年)は朝廷軍の指揮官たる藤原秀康のあり方を分析し、その中で秀康が多くの国の受領を歴任していくことを重視している。この国々と惟義の守護任国とを比べると、重なるのは伊賀国のみである。後鳥羽上皇は国司、守護という朝幕それぞれの官職に注目し、姻戚関係にある腹心の武士二人にふり分け、同国武士の掌握を試みたのではないか。